別紙ロ

要求書ナル書ノ内

一、「第一週 硯造負給料ハ三十円均一トスルコト」ナリシ処二十七円ニ減額スルコトヲ承認ス

二、「第二週ナル一週金料一ケ月二十円ニスルコト」ハ従業者主ニ於テ食事ヲ賄ヒ一ケ月ニ付金十四円宛給料ヨリ引去リ居タリシ処 本後本制度ヲ廃シ硯造道ガ施設米麦ヤヨリ買ヒ入ルヘシトリ承認ス

三、「第三週 研究友一最ノ後徹ヲ認ムルコト」ノ陽金五円ノ解雇手当ヲ支給スルコト

以上

5.10.13

第1790

秘第三五六二號

昭和五年十月九日

警視總監 丸山鶴吉

大阪地方裁判所

社會課

京都府綾部町外二名府縣知事

伊東硯文房具店ノ勞働爭議ニ關スル件（發生）

要旨

(1) 八月廿五日廿日ニ店員五名ヲ解雇シタルニ之ヲ察知シタル店員八人部分

結束シテ十月七日待遇改善ノ要求ヲ為ス

(2) 全物月本一般使用人組合策動ス

標記店員ハ勞働爭議ヲ起シタルカ状況左記ノ通リ

(1)